

入札公告

下記の物件について一般競争に付します。

令和8年 1月23日

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局函館視力障害センター
庶務課長 白津 隆一

記

1. 競争に付する事項

- (1) 役務業務 函館視力障害センター設備保守管理等業務
- (2) 役務の提供期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度一般競争契約参加資格審査及びその後の随時審査において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ.及びカ.については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）ウ. 船員保険 エ. 国民年金 オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険
各保険料のうちオ.及びカ.については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 過去1年以内に、労働関係法令の違反を行っていることにより送検処分がなされ著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

（1）入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒042-0932 北海道函館市湯川町1丁目35番20号
函館視力障害センター庶務課会計係 工藤 夏凜
TEL: 0138-59-2751 (内線: 215)
FAX: 0138-59-4383

（2）入札書の受領期限

令和7年2月13日（金）17時00分

（3）開札の日時及び場所

令和7年2月17日（火）10時00分
函館視力障害センター管理棟5階大会議室

4. 入札方式

本案件は、紙入札方式で行う。

5. その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類を令和8年2月10日（火）17時までに提出しなければならない。また、一般競争入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。

入札者は、開札日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書は無効とする。

（5）契約書作成の要否 要

（6）落札者の決定方法

本公告に示した調達案件を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）契約締結日

契約締結日前までに国の予算（暫定予算を含む）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

（8）その他、詳細は入札説明書による。